

自治会館の機能拡大と管理の意義

佐々木篤信

はじめに

日本においては、町内会・自治会はその地域に住む全ての住民の参加を想定した半ば公的な組織となっている。それは、世帯を超えたところで人間が最初に出会う他人と取り結ぶ市民社会の自治組織である。第2次大戦を境にこの組織は、時代の流れによって大きな影響を受けながら、その機能を担ってきた。それは藩政期における生産と生活の単位である「自然村」にまでさかのぼる歴史を持つものでもある。^(注1)そして今、阪神大震災を契機に改めてこの組織の果たしている役割や機能が見直されている。防災、人命救助、超高齢社会における近隣関係と組織の要をなすものとして、それは地域の日常的な生活環境の保全と心の通う住みよい地域社会に欠かすことのできない、21世紀に引き継ぎ発展させるべきまちづくりの基礎的な組織である。^(注2)

会津若松市の歴史ある飯盛山南西地域に、A団地が形成されてから20年余りになり、これに隣接するB団地がその歩みを始めて15年を経過した。この両団地が、市の「集会所建設費補助金」を受けて共同の集会所としてI団地自治会館を建設してから13年近くの年月を経ている。市が補助金要綱を作成し、町内会・自治会の集会所に補助を行ったのは1981年であった。以来今日に至るまでの10数年間にこの補助を受けて集会所を建設・増改築したケースは60件に上るといふ。そのうち、集会所の新築は30件とちょうど半数を占めている。1991年4月の地方自治法改正により、町内会・自治会などの地縁による団体は、法人格を取得して自己の名によって不動産の登記が可能となった。1992年7月1日現在で全国3,259市区町村中「認可市地区町村」は355(10.9%)であった。会津若松市においては、これまで7件(土地と建物がセットとなったケース)が「地縁団体」として登録が認可されている。^(注3)

この間、両団地は会館建設の目的に沿ってこの会館を活用してきた。その目的とは、両団地自治会が確認してきた地域住民の交流と親睦を図り、これを通して「香り高い文化」のまちづくりに役立つということである。この1、2年、自治会館の運営に関わる課題の1つとして、会館管理委員の仕事の軽減、手当の増額が提案されてきた。この件は、会館利用者の急増、管理委員の引き受け手の不在として、それ以前から会館運営委員会で取り上げられてきたものである。しかし、具体策が探られないままに今日に至った懸案の課題であった。

この件については、「I団地自治会館だより」(1996年3月3日付け)で会館運営委員長のもとと提案が示された。その提案は以下のようなものである。「会館運営規則第14条(運営委員への手当)に下記の文言を追加することを平成8年度両団地総会に提案します…」

「但し、管理委員(2名)については上記の手当の他に、会館使用両の30%を留保し、両団地管理委員の会館使用受付件数に比例して支給する。」

それは、会館運営に生じた課題への時機を得た問題提起、課題の解決への具体的な取り組みの第一歩として、積極的に受けとめられた。同時に、この課題の持つ意味と背景については、会館設立以来のこの地域の住宅事情の変化など多方面からの検討も必要であった。ここでは、これまでの会館利用の実状と特性、その経緯の確認を基本としながら問題の整理を試みることにより、当地域集会所の機能拡大と管理の意義を考察することとする。

Ⅰ. 会館使用の実状と変遷

1. 会館使用の現状と経緯

1995年4月から1年間の月別使用状況を表1に見ると、年間575回使用されたことになっている。これは前年度の512回に比べ15.9%の増加を示すものである。8月はやや使用回数が落ちているものの、それ以外は毎月40回から50回以上使用されていることがわかる。「和室」使用よりも、やや広くて運動も可能な「ホール」を使うことが多い。

表2で料金種別にこれを見ると、使用回数の65.1%が「外部者」料金による使用となっているのが特徴的である。その内容としては、親子の集いや各種舞踊団体による活用が顕著である。お盆の帰省などで8月にはやや使用回数は減っているが、ほぼ恒常的に「外部者」による使用が行われていることがわかる。役員会や子供会などの「公式的団体」による使用は、年度の変わる2~4月に多くなり、また7、8月の夏休みの時期は、子供会行事と関連した使用がこの1年間は多かった。

2. 料金種別にみた使用回数の変化

I団地自治会館は、1984年(昭和59年)7月の開館以来、その使用者を段階的に拡大させてきた。会館使用状況の特徴は、料金別使用の変化に現れており、それは会館がどのように使用されるようになってきたかを端的に示すものとなっている。当初3年間は基本料金の「有料使用」と無料団体の「無料使用」、この2つの使用形態のみであった。その後、両団地内の人による使用と団地外のそれとの区別が行われるようになった。

図1は、1987年度(昭和62年度)から採用された団地以外の人による使用の料金規定(外部者の料金は基本料金の2倍)に基づいて、現行の使用料金種別(無料団体は「公式的」と「自発的」、有料は「内部者」と「外部者」)で使用回数の変化を見たものである。これによると、当初の

表1 1995年度I団地自治会館部屋別使用回数

(回)

部屋	月													計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日本間	13	11	15	18	12	22	11	17	22	17	26	20	204	
ホール	27	31	27	27	13	26	26	31	31	20	26	26	311	
全館	10	5	5	5	8	4	7	3	3	4	3	3	60	
計	50	47	47	50	33	52	44	51	56	41	55	49	575	

*使用回数は、各時間帯単位で数えている。例えば同じ人が2つの時間帯にわたって続けて使用した場合、使用回数は2回とみなしてある。

表2 1995年度I団地自治会館料金別使用回数

(回)

料金		月													計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
無料	公式的	10	6	6	15	11	6	7	4	7	7	11	15	105	
	自発的	4	8	9	7	6	9	7	10	7	6	6	7	86	
有料	内部者	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	2	9	
	外部者	35	32	32	28	16	36	29	36	41	28	37	25	375	
計		50	47	47	50	33	52	44	51	56	41	56	49	575	

*使用回数は、各時間帯単位で数えている。例えば同じ人が2つの時間帯にわたって続けて使用した場合、使用回数は2回とみなしてある。

*「公式的団体」は一切無料で、「自発的団体」は冬期暖房料金のみ納入する。「内部者」は基本料金であり、「外部者」はその2倍（冬期暖房料は同額）。

2年間の年間使用者数は100回以下、3年目4年目は200回余、5年目から7年目までは300回前後、1991年の8年目に400回台に乗り、1992年から昨年度までは500回を上回る状況が続いている。昨年度は575回と更に使用回数は拡大し、1996年4月以降の1年は、この2月現在で既に昨年を上回っていることが確認されている。年間600回への兆しを見せていることがわかる。

1991年以降、その使用回数と料金別使用の傾向に大きな変化が生じている。全体の使用回数の急増と共に、その増加の内容が「外部者」によって大きく占められるようになったことである。料金種別の割合でこれを見ることによって、より明確に使用内容の変化を見ることができる。図3によると、それは前年では28.4%と3割に満たないものであったが、1991年度のこの年には57.2%と、全体の半数以上を占めるにいたった。その傾向はその後も続き、「外部者」による使用が、1995年そして昨年と6割を越える状況にある。

II. 団地住民の交流拡大

1. 団地形成の歴史的経緯

このような「外部者」による使用の増大傾向は、有料使用を内部者と外部者とに分けた1987年以来既に現れてはいた。しかし、それが顕著なかたちをとったのはこの数年のことである。両団地が形成された当初は、この地域は袋小路となっており、両団地への出入り口はA団地東部のみであった。

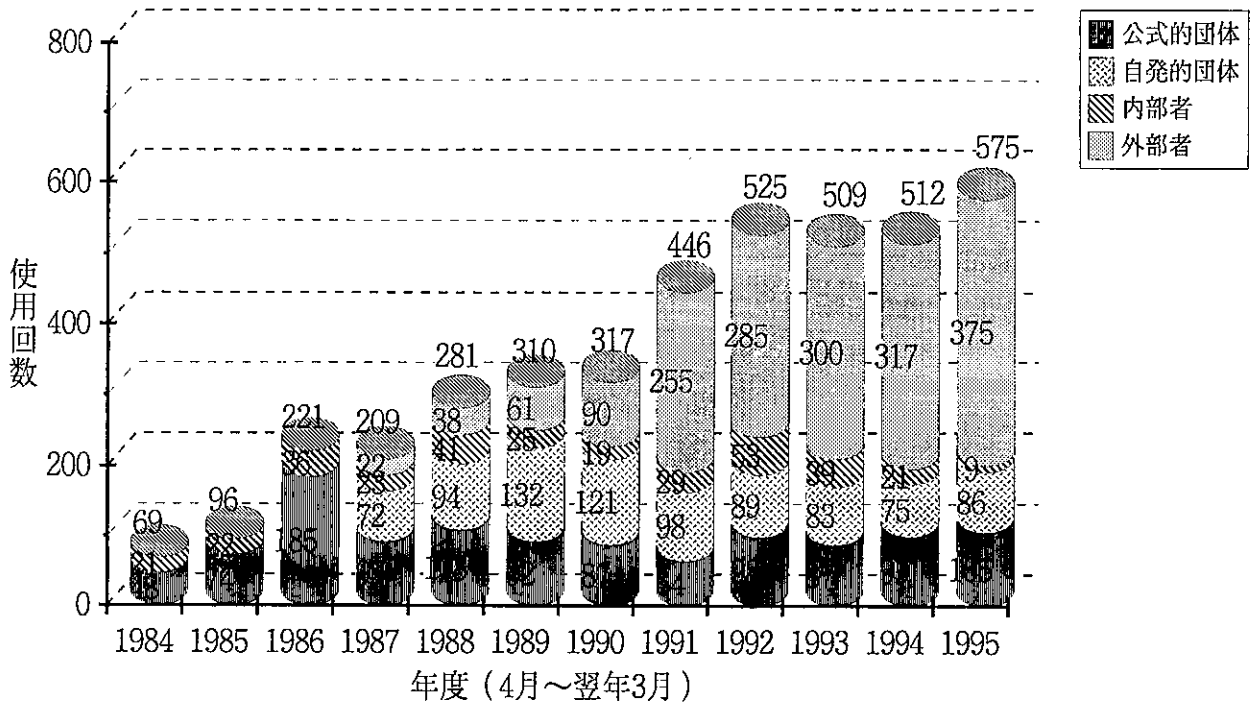
その後、東西の道路が通り、近隣の新たな団地が形成され、団地住民の周辺部との交流は年々多くなってきた。団地住民の日常的な行動範囲は近隣を越え、より一層広域的なものとなってきた。「無料使用団体」の制度を作り、団地内での交流を促進する工夫もなされてきた。現行の料金表は、当団地の構成員拡大及び団地周辺の宅地化、これに伴う道路事情の変化など、団地形成以来の歴史の変化と深く結びついて改正されてきたといえる。

2. 交流の拡大と使用料金の見直し

両団地は、その維持と運営に必要な費用を両団地自治会からの世帯構成比による分担金によって支えることを最初に確認した。しかし、その使用に伴う諸経費は基本的には使用者自身による負担とし、一般的な使用については基本料金を徴収することとなった。同時に、両団地は、会館建設の当初から団地内の人が使用料金を気にすることなく、多様に会館を活用し交流を深めることを「無料使用団体」を積極的に認めていくことで促進してきた。

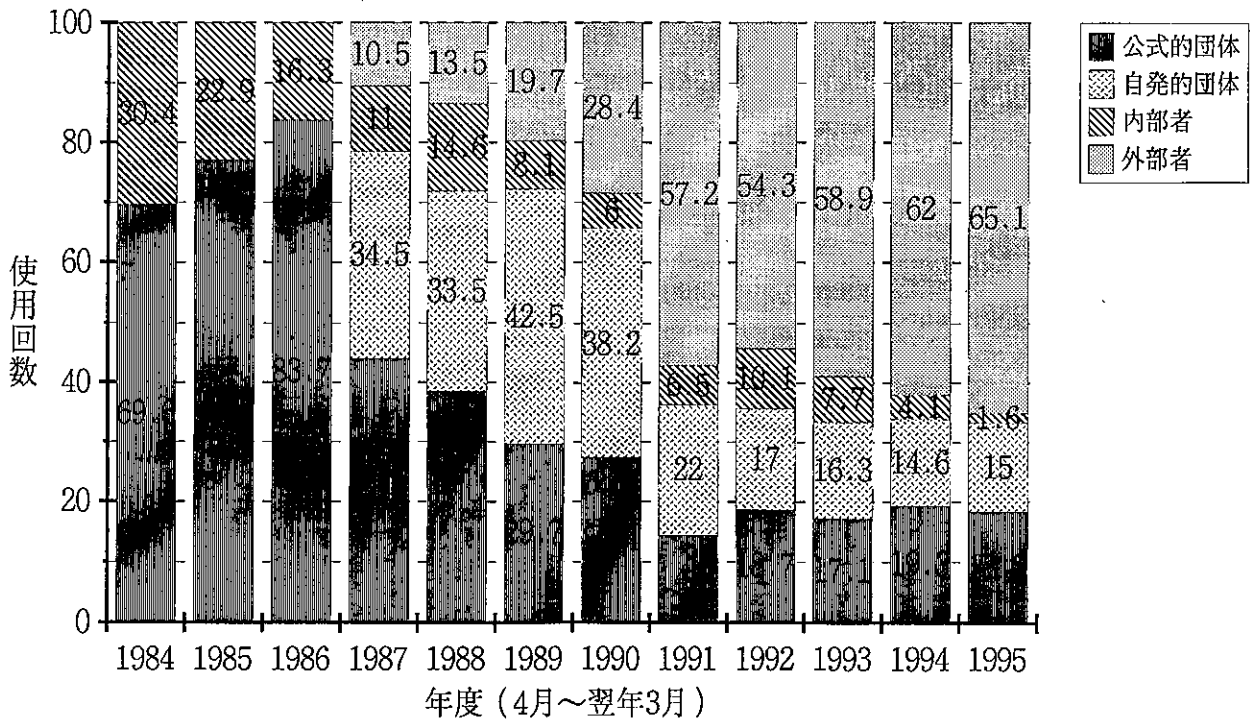
役員会、総会、子供会など町内会の伝統的な組織(公式的団体)だけでなく、同好会などの自発的な集団(自発的団体)にも無料の範囲を広げたのである。上記の団地をとりまく状況の変化は、その無料団体の中に、団地以外の人が含まれるというケースを生み出すことになり、また

図1 自治会館料金種別使用状況



1984年～1986年は無料使用と有料使用のみ

図2 自治会館料金種別使用状況 (%)



1984年～1986年は無料使用と有料使用のみ

一般の使用についても団地の人と団地以外の人と一緒に使用するケースを急増させることになった。外部の人が無料で使えるというのはいかなるものか、との疑問が生じることになる。

3. 「内部者」と「外部者」

こうして、無料と有料との基準について改めて共通の理解が必要となり、会館運営委員会で規定の見直しを行う必要が生じた。「内部者」「外部者」という表現は誤解を生みやすい。この言葉は、括弧付きで使用しているように、料金を区別するための特別の用語である。「内部者」とは、会館の建設資金を負担した両団地の人だけが使用する場合のみならず、団地以外の人と一緒に使用しても団地の人が使用者の半数以上を占める場合もこの中に含まれる。「外部者」は、両団地以外の人だけが使用する場合だけでなく、団地内の人と一緒に使用してもその数が半数に満たない場合をも含むのである。「外部者」の使用料金は、「内部者」のその2倍となる。

実際には、「内部者」も「外部者」も共に団地内外の人が含まれることが多く、その割合がどうかの違いで区別されている、ということである。先の図1及び2で、「外部者」がその使用回数及び割合を急増させていることを確認した。しかし、団地の外の人ばかりが使っている、ということでは決してなく、団地内部の人と一緒に使用している場合が割合としては多い。かなり広域的な交流が当団地住民によって行われ、当団地の会館がその交流の場を提供しているということになる。ただ、使用者の構成割合は、団地の外の人が多いということで、2倍の使用料金を受け取ることになっているのである。

Ⅲ. 会館使用回数拡大の意味

1. 自治会館の機能拡大とその背景

町内集会所としての自治会館が、このように年間500回以上使用され続けるというケースは、多分日本でも例がそう多くはないのではないと思われる。元々は、団地内での多様な交流を目的とし、団体結成による無料化を図りながら料金による使用障害をなくそうと意図して制度化が行われてきた。現実には、むしろ料金が基本の2倍であってもこの会館を使用したいという団地以外の人々の声が強まり、両団地と近隣さえをも越えたより広域的な住民の多様な交流の場を提供することとなっている。

周辺地域には、会館を持ちたくても土地がなかったり、あっても条件が整わなかったりする地域が少なくない。それ自体が、団地の開発における業者及び行政の重大な課題を示している。一定の広がりのある宅地開発は、集会所の予定地を確保することを、今後は必須の要件とするなど、この地から機会あるごとに声を上げるべきとも考える。同時に、当団地の会館が、恵まれた条件を持って建設され得たこともよく使用される重要な要因と考えられる。駐車可能な比較的広い周辺緑地、ホールのしっかりした作り、周囲の方のご理解も含め公的施設のような堅苦しい気

遣いが少なくすむこと、比較的利用しやすい料金等など、使用者にとってよい条件がそろっているということである。一家に複数台の車時代にあつて、今や距離は問題ではない。仲間を求めて集う、かなり遠距離からの来訪者もいる。

2. 使用料金による会館運営の支え

このような条件に支えられた使用の拡大は、当会館の運営に極めて重要な役割をはたすことにもなっていた。近年の「外部者」使用の急増は、基本料金の2倍の収入として、結果としては会館運営委員会の重要な財源であり、今や不可欠のものともなっている。昨年度(平成7年度)の「会館運営委員会決算報告」によって、会館の収入に占める使用料金の割合をみることとする(表3)。先ず、「会館使用料」に占める「外部者使用料」は97.4%であり、要するに会館使用料はそのほとんどがこの「外部者使用料」に依拠していることがわかる。次に、前年度の繰越金を除く運営委員会の全収入(「年度純収入」)402,259円のうち、会館使用料は、315,700円で78.5%である。更に、「年度純収入」に占める「外部者使用料」の割合は76.4%であり、4分の3以上を占めるにいたつた。今や、「会館使用料」、特に「外部者使用料」なしに会館の運営は考えられなくなっている、ということがわかる。

もちろん、使用回数の急増によって、必要経費の拡大はあるし、また様々な施設の消耗もある。しかし、使用しなくても必要な各種基本料金、手当など、支出の増大も避けがたい傾向にある。また、建設以来10年以上を経過し、会館の補修の必要性も年々目につくようになってきている。まとまった補修は、両団地の特別会計に依拠することとなっているが、要するにそれぞれの自治会の支出増であり、まとまった負担が要求されることになる。当団地の会館が、地域におけるより広域的な交流という時代にとっての重要な役割を果たしながら、同時にその収入で会館補修の道が開かれるとすれば、資金源としての使用料金の位置づけと、その計画的な運用を積極的に図っていくことの重要性が理解できるように思う。

IV. 会館使用回数拡大の問題点

1. 「外部者」使用拡大の問題

このような会館使用料の増大は、既にふれたような問題ばかりでなく、団地住民の集会所の機能を超える困難をも引き起こしつつある。単純に考えても、これだけ外部使用が増えれば、両団地内の人があつても自由に使えるということに支障がでないか。また、管理者は朝8時から夜10時まで、会館の使用があるときは鍵の貸し出しと返却のため日常生活に支障がでるほど相当拘束されることになる。土・日、祝祭日を問わず「年中無休の仕事」という言い方も成り立つ。会館の使用を優先して考えれば、この管理の仕事は誰でもができる、というわけにはいかないのである。

表3 1995年度1団地自治会館純収入に占める使用料の割合

1. 収入の部決算（「平成7年度運営委員会決算報告」より）

(A) 前年度繰越金	158,775円
(B) 会費(第2)	59,400円
(C) 会費(第3)	27,000円
(D) 会館使用料	315,700円
(E) 雑収入	159円
(T) 合計	561,034円

2. 「会館使用料」に占める「外部者使用料」の割合(%)

$$= \frac{D - (\text{「内部者使用料」} + \text{「自発的団体冬期暖房料」})}{D} \times 100$$

* ただし、「自発的団体冬期暖房料」 = (和室使用回数 + ホール使用回数 × 2) × 100

$$= \frac{315,700 - \{ (300 + 500) \div 2 \times 9 \text{回} + 100 \times 6 \text{回} \} + (100 \times 40 \text{回})}{315,700} \times 100$$

$$= \frac{315,700 - 8,200}{315,700} \times 100 = \frac{307,500}{315,700} \times 100 = 97.4(\%)$$

3. 「年度純収入」に占める「会館使用料」の割合(%)

$$= \frac{D}{T - A} \times 100 = \frac{315,700}{561,034 - 158,775} \times 100 = \frac{315,700}{402,259} \times 100$$

$$= 78.5(\%)$$

4. 「年度純収入」に占める「外部者使用料」の割合(%)

$$= \frac{D - (\text{「内部者使用料」} + \text{「自発的団体冬期暖房料」})}{T - A} \times 100$$

$$= \frac{307,500}{402,259} \times 100 = 76.4(\%)$$

前者の、団地内の人の使用が不自由にならないかということに関しては、既に「外部者」による使用にいくつかの制限を加えざるを得なくなっている。すなわち、翌月の会館使用の最終確認は、会館運営委員会での委員会使用などの確認の後になること、団地内の「公式的団体」などの急用や不幸の生じた場合は、使用を遠慮してもらう場合があることなどは、「外部使用者」に伝えられ了解も得てきた。しかし、特に土・日の継続的な使用については、口頭で柔らかく断ることはあっても規制はしておらず、団地の人々が突然使用したいといっても使えない場合がなくはない。とはいえ、年度末以外はある程度調整できる状況にある、ということでもあった。

後者の管理委員の過重負担軽減については、今回の「手当て増額」の中心的問題であった。こうした仕事を担うには、普段比較的時間が自由になる人が家庭にいること、地域のことに関心がありボランティアの気持ちがあること、できれば自分も使用し、自分の会館として関わる気持ちを持てること、現状では月2回の委員会（自治会役員会と会館運営委員会）に出席し、夫婦で役割分担しながら関わりを持てることなどが求められる。一層小規模化し、年々高齢化する家族の傾向は、団地における10年余の経過でも確かに認められる。夫婦ともにかつてなく忙しい時代にあつて、上述の条件を備えた人を捜すことはとても難しい。外部からの使用申込みが顕著なB団地の場合、管理委員が条件の許す特定の人に集中しがちとなる。交替しながら担う仕事としては、管理委員はその時間的拘束性など、困難が大きすぎる。運営委員会は、管理の実状を検討しながら何らかの打開の道を探り、知恵を絞って新たな具体策を見つけ出す必要がある。現在、組（一つ或いは複数）単位での輪番制が検討されている。

2. 自治会館としての「適切な」使用と新たな管理方法

近年の使用状況には、確かに団地内地域集会所としての機能を越えるものがあるかもしれない。しかし、現在の新たな子育て世代と住民は、お互いの交流の場を強く求めており、その充足の場として当会館を活用している。誰もが気楽に、いつでも使用できる場が居住地にあることを望んでいるということである。当団地を含む周辺地域は、地理的にはいずれの公共的な施設（公民館、コミュニティセンターなど）からも距離が遠く、近隣の団地で集会所のないところは何かと便利な当会館を使うことになっている。

自治会館は、今後団地内での多様な利用が一層必要になる。団地の会館と、より広域的で公共的な使用が可能な施設との使い分けが必要になっている。といっても、その公共的な施設が近隣には欠けており、この点の周辺地域との連携した話し合いが必要となっている。長期の見通しについては、市との交渉が地域生活上の課題として、どうしても視野に入れなければならない。AB団地に隣接する新たな団地に、昨年市の補助によって自治会館が新築された。I団地自治会館を使用していた地域なので、いくらか使用回数が減少することになるかもしれない。土地さえあれば、自前の建設費で集会所が欲しいという自治会は多い。宅地開発における集会所予定地の確保（義務化）は、21世紀に避けて通ることのできない重要課題であることを示している。

同時に、現実問題として管理業務の簡素化と、交替しながら担うことのできる方法について検討し具体的方策を練る必要がある。管理委員への申込みや鍵の管理についてのより合理的なシステムを早急に検討することが必要である。鍵を分散するのは日程調整を難しくする。集中させれば拘束が大きい。外部使用を強く規制すれば、使用料金による収入に響き、委員会の収支の見直しと両団地からの分担金増加などが必要になる。各自が自分の問題として、どうしたらいいか、知恵を出し合う必要がある。

V. 問題解決の方向

1. 長期の方法

上述のとおり、会館機能の拡大に伴う新たな管理方法の必要性は、地域集会所をめぐる時代や地域の諸要因と絡みあっていることがわかった。団地周辺の会館を持ってない自治会との協力関係を図りつつ、この地域の公共的施設の建設実現に向け、場所の確保、その費用、必要な施設の特性など、より広域的多方面からの検討と具体策(案)を行政(市)にも働きかけながら検討していく必要がある。必要性を事実に基づいて示し、これを根拠として周辺地域、或いは自治会連合会とも連携した取り組みとしていくことが期待される。

そのためにも、先ず居住地域、或いは周辺地域の空き地の現状がどうなっているか、場所の確保については、情報を持つ行政も一緒になって正面からその可能性を探る機会をつくる必要がある。そのような実現へ努力と具体化によって、両団地自治会館としての充実した使用方法に道が開かれてくる。とはいえ、団地の誰もが気楽に集い、次の世代を健やかに育て、若いも若きも快適かつ安心して生活できる環境を維持するためには、それなりの手間と費用、そしてそこに住む人たちの知恵が欠かせないものであることを忘れてならない。

少ない子どもと高齢化する家族が、この地域に長く住める場所として存続できるよう、元気に働く世代が今のうちに関心を向け、そこに住む人の無理のない協力、それが可能となる行政の援助の機構を築き上げていく必要があるように思われる。どのような会館の利用が、どのような行政上の支援対象となり得るのかなど、研究も必要である。

2. 当面の方法

会館の管理業務については、全く人手のかからない方法などはないということを最初に確認する必要がある。しかし、それをより簡略化したり一定の基準を作成し、使用者の共通理解のもとに、管理担当者の時間的な拘束性からの解放を探ることは可能である。ここでは、特に使用回数の増加が顕著な「外部者」による使用に関連してその手続きの簡素化を考える。既に実状にあわせて実行しているところもあるが、以下の諸点を確認することだけでもかなり改善されることになると思われる。

先ず第1に、団地自治会館として、「公式的団体」及び両団地住民の利用を優先させる。そのため、①「外部者」による土・日曜日の定例的な使用は、それぞれ月2回(計4回)までを原則とする。②それ以外の一般の使用申込みは、使用の1ヶ月前から予約を受けるが、最終の確認は運営委員会での日程調整以降とする。

第2として、管理委員の時間的拘束を緩和する。そのため、①鍵と申込書を一時保管するボックスを両管理委員宅に新設する。この点はアルミの郵便ポストを購入し、両管理委員宅前におくことで実現化した。②電話の申込みは夜8時までとし、夜9時以降の鍵の返還は(管理委員の事情によるが)翌朝とする。③管理委員に、年末年始、お盆、5月連休の休日を保障する。この間に必要となる実際の会館使用については、①によって部分的には解決可能であるが、役員間でのやりくりなど、何らかの事前の工夫が必要となる。

まとめ

①環境変革と人間発達：

人類の歴史の大きな流れは、この世に生まれその地に住まう全ての個人に対し、生を得たその地域と時代のあらゆる制約を生きる条件として受け入れ、そこに「よりよく」生きる未来の可能性を探し求めた歴史であった。先代は、与えられた生命のエネルギーを、自らと次の世代がよりよく生きられることに向けて発揮し、その成果と知恵を後世に残し、その確認に心を休めてその生涯を終えてきた。人間はその時代と周囲の環境を変えながら自己変革を遂げ、自らの環境を意識的に変革し整えながら発達してきた。

②持続可能な関係の自覚：

その現実には、よりよく生きるための課題の大きさを思い知らされ、時にその計り知れぬ困難故に絶望的になることを繰り返した歴史でもあった。現代という時代は、そこに生きる全ての個人に対して、選択の余地のない地理的環境、言語と宗教、民族、国家、生まれた家族、地域社会など、一切の自然と社会・文化の環境を自らの生きる糧として飽くことなく追求することを可能とする一方、その個人と環境との関係が持続的であることの自覚を、これまでのどの時代よりも強く個人に求めることになっている。

③人間らしい地域生活実現への条件：

自らが住まうことになった居住の地において、そこに生きる全ての人がその持てる力を提供しながら主体的に関わり、自らに納得がいく方法を探り、何らかの影響を与え続けること、このような居住者の努力の総和がその地域を、またその地域の歴史を作ることになる。そのような営みによって、人類は今日を築き上げ、我々は人間となり得た。そこに住む人が自らその地域の主人公にならなければ、その地域の環境を人間らしい環境にすることはできない。そこに住む人の創意や工夫が盛り込まれ、生かされ続けるあり方こそが、「私の地域」を可能とする。その地域の住民

に納得のいく環境は、その地域を構成する自然と社会・文化の環境、そのあり方への住民自らの主体的で多様な関わり方が可能となっている程度に応じて実現されるのである。

④会館管理の機能：

地域交流の場を手にし10余年を経た当地域は、しかしそこでの生活をより発展させるために、自治会館管理の仕事とその担い手の条件を状況の変化に合わせて変えていくことが求められていた。今回の管理委員への「手当増額」と仕事の簡略化は、新興団地としてまだ歴史の浅いこの地域の住民が、その発展の過渡期に生じた新たな課題に対して、一つの具体的な解答を用意したものと見える。それは、管理委員への時間的拘束性を緩和させる工夫の必要性と同時に、誰かが担わなければならないこの仕事の持つ意義を相互に確認する過程ともなっている。

⑤管理委員の条件改善と多様な取り組み：

この制度の適用後は、幾分管理委員の条件が改善(といってもやはり基本的にはボランティアに違いはないが)されることになる。仕事の大幅な簡素化を実現し、役に立つ多様な交流に多くの住民が参加するとき、その担い手を確保することは難しいことではない。住民の高齢化に伴い、会館を中心とする講演や気軽な懇談を強く求めていることがわかっている。どのようにそれを組織し、会館の活用と管理の仕事の結びつきを実感できるようにしていくか、ここにこの問題のポイントはある。

⑥異質なものの承認と共同：

現代の地域生活は、その近隣の関係をより対等で自立したものへと変えてきた。しかし、経済的、社会・文化的な差異が様々な新たな不平等を地域生活のなかに生み出している事実も否定できない。自治会など地域組織の運営にあたっては、家族と個人の対等な関係にとりわけ配慮しなければならない。異質なものの排除は、我々の地域に容易に入り込む素地がある。その地域のなかに、率直に願いや疑問を話し合える関係を時間をかけて築き上げていく必要が、現在の日本には依然として根深く存在している。

⑦自立した人間の新たな関係を：

誰かの命令や昔の慣習に縛られてではなく、その地を選択し、そこに集う一人ひとりが、自立した人間として、直面する課題に対する意見を表明し、その解決の為に協力できる新たな環境を築いていく必要がある。こうした努力の積み重ねが、そこに生じた課題や問題を共に考え、役割を分担しながら地域を担い支える自信につながる。I団地自治会館は、今回の管理委員の問題をきっかけに、このような市民意識に支えられた地域のあり方を自治会役員を中心とする関係者に意識させるものとなっている。問題は、それがどのように今後引き継がれ広げられていくかである。管理委員の直面する課題は、そのままこの地域の住民意識と自治組織の質的転換を迫る問題でもあったことを示している。

[注1]『町内会・自治会の新展開』(東海自治体問題研究所編、自治体研究社、1996年1月)第1章

を参照。

[注2] 神戸・長田・「真野地区」の復興への取り組みについては、「真野っこガンバレ！！」縮刷版『震災の記憶と復興への歩み』（真野地区復興・まちづくり事務所編集、1997年1月）に詳しい。

[注3] 自治省の行った「地縁団体認可状況等調査結果」については、『地域自治の住民組織論』（山崎丈夫著、自治体研究社、1996年4月）の参考資料③、またその手続きなどの詳細は、前掲『町内会・自治会の新展開』第7章を参照のこと。

